

令和7年度神奈川県かながわブランド生産支援事業費補助金募集に関わる Q&A

Q1：登録団体が所属する JA 等の団体または、登録団体の構成員名義の領収書は、補助事業に係る収支を証する書類として認められますか。

A1：補助対象者は生産者団体等なので、実績報告書に添付する補助事業に係る収支を証する書類（領収等の写し）は、団体名で発行された領収書等のみ有効とします。その他の名義の場合は、交付対象になりません。

Q2：補助対象を教えてください。

A2：生産者団体等が、栽培・生産、集出荷及び調整作業等において、かながわブランド登録品（または登録予定品目）の生産力向上に資する機器・設備の導入及び設置に係る経費です。

（例）農畜水産業機器・設備（トラクタ、アタッチメント、収穫機等）
出荷調製用機器・設備（乾燥機、選別機、保冷库等）
加工・包装・梱包用機器・設備 等

Q3：複数の機器・設備を組み合わせて申請してもよいですか。

A3：組み合わせて申請できます。また、同一機器・設備を複数購入し申請することもできます。ただし、機器・設備は、その取得価格が単体（アタッチメントを含む）で 30 万円以上のものに限りです。

Q4：すでに所有している機器・設備の更新は対象になりますか。

A4：単純更新は対象外です。

更新予定の機器・設備に新たな機能等が付加され、その結果、成果目標達成のために有効となる場合は、対象となります。

Q5：中古機器・設備の導入も対象になりますか。

A5：原則として新品を対象としますが、残存する耐用年数が 2 年以上の場合に限り、対象とします。

Q6：今年度、当補助金を交付された場合、次年度も申請できますか。

A6：かながわブランド 1 登録品当たり（再登録の場合を含む）対象となるのは 1 回限りです。次年度以降は、交付対象になりません。

Q7：これからかながわブランドの登録をする予定です。その場合の申請方法やスケジュールを教えてください。

A7：計画書提出時に併せて、かながわブランド登録申請書も提出してください。

かながわブランド生産支援事業費補助金の審査およびかながわブランド登録一次審査通過後に審査完了を通知しますので、補助金交付決定前事前着手届を提出し、事業着工してください。ただし、令和 8 年 3 月 10 日までにかながわブランド登録ができなかった場合は、交付対象になりません（自己負担となります）ので、交付決定前に契約を行う場合にはご注意ください。

Q8：リースでの導入を考えています。リースの場合の交付対象期間は何年間ですか？

A8：詳細については、実施要領第 9 の 3 をご確認ください。

リース会社への今年度中の支払額に関わらず、実施要領に定められた計算式で算出された金額すべてが補助対象額になります。

(6/18 追加)

Q9：以前からある「かながわブランド販売促進支援事業※」と本事業の関係を教えてください。

※ かながわブランド登録団体の販売促進事業に対して、かながわブランド推進協議会から年間 1 登録品 4 万円、1 登録団体 12 万円を上限に交付される助成金

A9：今回の「かながわブランド生産支援事業費補助金」は「かながわブランド販売促進支援事業」とは別の新規事業です。「かながわブランド販売促進支援事業」は、かながわブランド推進協議会から交付される、販促活動に係る資材費等の助成金です。「かながわブランド生産支援事業費補助金」は神奈川県が交付する生産力向上に資する機器・設備の導入及び設置に係る補助金です。

なお、かながわブランド販売促進支援事業については、すでに募集を開始しており、登録団体あてに個別にメールを送付しているので御確認願います。

(8/27 追加)

Q10：補助金で購入した機械について、登録団体では管理する場所がないので、登録団体構成員の倉庫等に置いてもよいか。

A10：問題はありません。ただし、補助金で購入した機械等については、要綱の 13 条に基づき、適切に管理を行い、減価償却等の期間が終わるまでは、売却、譲渡等を行うことはできません。

令和7年6月13日作成

令和7年6月18日追記

令和7年8月27日追記

Q11:購入した機器を制御するためのパソコンや運搬に使用する車両は補助対象になりますか？

A11:汎用性のある事務用機器や運搬用トラック等は、農畜水産業（加工業含む）以外に使用可能な汎用性の高い機器等であるため、補助対象外です。

問合せ先

農政課ブランド推進グループ 本島

電話 045-210-4441

Email kanagawabrand.87ev@pref.kanagwa.lg.jp